

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成19年3月23日、金融庁告示第15号)

<定性的な開示事項>…………… 113～118

<定量的な開示事項>…………… 119～134

※当社グループは、自己資本比率算出における信用リスクアセットの算出について、「標準的手法」を採用しております。
このため、開示事項のうち「内部格付手法」に関する項目については、記載を省略しております。
また、開示事項のうち該当がないものにつきましては、一部記載を省略しております。

報酬等に関する開示事項…………… 135～136

「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日、金融庁告示第21号)

【定性的な開示事項】

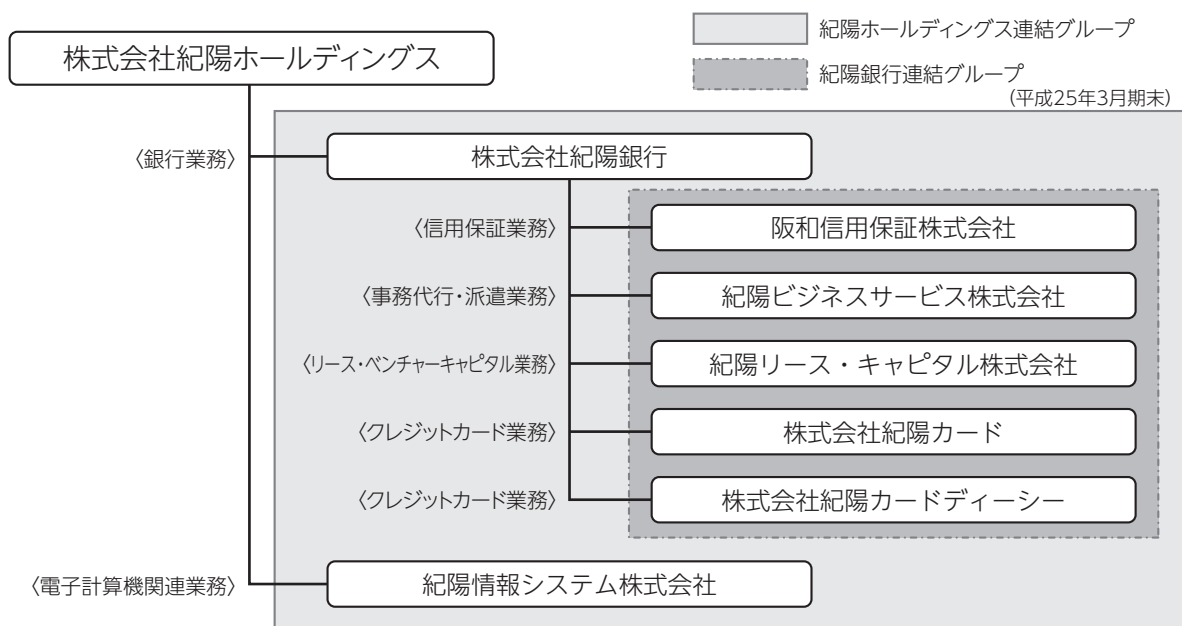
1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）第3条又は第26条、又は銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「持株会社自己資本比率告示」という。）第3条又は第15条に規定する紀陽ホールディングス及び紀陽銀行の連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社集団に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社は同一です。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

紀陽ホールディングスの連結グループに属する連結子会社は7社、紀陽銀行の連結グループに属する連結子会社は5社であり、詳細は下図のとおりです。



- (3) 自己資本比率告示第9条又は第32条、もしくは持株会社自己資本比率告示第9条又は第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。

- (4) 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまで、もしくは持株会社自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。

- (5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、紀陽銀行連結グループに属していない会社、もしくは銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、紀陽ホールディングス連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。

- (6) 紀陽ホールディングス連結グループ及び紀陽銀行連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
資本の移動の制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

平成24年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

〈紀陽ホールディングス 連結〉

自己資本調達手段	概要
普通株式 (745百万株)	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	無議決権株式
第4回第一種優先株式	45,000千株。発行価格700円。金融機能強化法による公的資金。
期限付劣後債務	劣後特約付借入金のうち、1,000百万円は期間10年 (期限一括返済)。
劣後特約付借入金 (24,000百万円)	劣後特約付社債のうち、3,000百万円は期間8年 (期限一括償還)、3年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前償還可能。
劣後特約付社債 (13,000百万円)	上記借入金・社債を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年 (期限一括返済)、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。

〈紀陽銀行 連結、単体〉

自己資本調達手段	概要
普通株式 (669百万株)	完全議決権株式。紀陽ホールディングスが100%保有。
非累積的永久優先株式	無議決権株式
第2回優先株式	8,000千株。発行価格1,000円。紀陽ホールディングスが100%保有。
第二種優先株式	31,500千株。発行価格1,000円。紀陽ホールディングスが100%保有。
期限付劣後債務	劣後特約付借入金のうち1,000百万円は期間10年 (期限一括返済)。
劣後特約付借入金 (24,000百万円)	劣後特約付社債のうち、3,000百万円は期間8年 (期限一括償還)、3年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前償還可能。
劣後特約付社債 (13,000百万円)	上記借入金・社債を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年 (期限一括返済)、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。

平成25年3月末における自己資本調達手段の概要は、以下のとおりです。

〈紀陽ホールディングス 連結〉

自己資本調達手段	概要
普通株式 (745百万株)	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	無議決権株式
第4回第一種優先株式	23,000千株。発行価格700円。金融機能強化法による公的資金。
期限付劣後債務	劣後特約付借入金のうち、1,000百万円は期間10年 (期限一括返済)。
劣後特約付借入金 (24,000百万円)	上記借入金を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年 (期限一括返済)、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。
劣後特約付社債 (10,000百万円)	

〈紀陽銀行 連結、単体〉

自己資本調達手段	概要
普通株式 (669百万株)	完全議決権株式。紀陽ホールディングスが100%保有。
非累積的永久優先株式	無議決権株式
第2回優先株式	8,000千株。発行価格1,000円。紀陽ホールディングスが100%保有。
第二種優先株式	16,100千株。発行価格1,000円。紀陽ホールディングスが100%保有。
期限付劣後債務	劣後特約付借入金のうち1,000百万円は期間10年 (期限一括返済)。
劣後特約付借入金 (24,000百万円)	上記借入金を除く期限付劣後債務は、ステップアップ金利特約付で期間10年 (期限一括返済)、5年目以降等に金融庁の承認を条件に期限前返済可能。
劣後特約付社債 (10,000百万円)	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社グループでは、紀陽銀行においてTier 1 を配賦原資として各リスクカテゴリーにリスク資本を配賦し、各リスク部門のリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかについてのモニタリングを通じて、自己資本の充実度を評価する体制としております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準として、「自己資本比率」「Tier 1 比率」を採用しております。
また、信用集中リスクについては、債務者の信用力に応じた自主限度額を設定し、管理しております。

4. 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

当社グループでは、信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少したり、回収不能となり損失を被るリスクであると定義しています。

(信用リスク管理の基本方針)

当社グループでは、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の原則・基本方針や管理体制を定めております。「信用リスク管理規程」に基づき、適切な信用リスク管理をおこなうために、リスクテイクの中心となる紀陽銀行において信用格付制度や与信の集中リスクを回避するための自主限度額などを設けるとともに、信用リスクの定量的把握にも取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、取締役会やリスク管理委員会への報告をおこなっております。

(貸倒引当金の計上基準)

当社グループの貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当をおこなっております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社グループでは、標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウエイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮しつつ、格付の客観性を高めるために複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、全てのエクスポージャー区分について上記の格付機関を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当社グループが抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金等債権と預金等債務との相殺などが該当します。なお、当社グループは、信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブは用いておりません。

また、ここでいう信用リスク削減手法は、当社グループが自らの自己資本の充実度を評価する際の取り扱いであり、貸出金などの与信案件の審査にあたっては担保・保証に過度に依存した取組みはおこなっておりません。

(自己資本比率算出上の取り扱い)

自己資本比率の算定においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。

(方針及び手続)

当社グループでは、不動産担保、有価証券担保、預金担保などの主要な担保のうち、有価証券担保、預金担保を「信用リスク削減手法」として用いており、各種規程や手続を定めて評価及び管理をおこなっております。

また、貸出金と預金との相殺については、与信先の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としています。

なお、派生商品取引、レポ形式の取引において、信用リスク削減手法として用いる法的に有効な相対ネットティング契約はございません。

保証については、格付機関の格付が一定ランク以上の保証人や、地方公共団体の保証など、「信用リスク削減手法」として有効に認められる保証人について、信用リスクの削減効果を勘案しております。

保証による「信用リスク削減手法」の適用については、地方公共団体の保証以外では消費者ローンにおける、「金融・保険業者」による保証が主となっておりますが、いずれも格付機関の格付が一定ランク以上の先等に限定しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社グループでは派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引の信用リスク額は、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し管理しております。なお、一定額以上の信用リスクのある取引相手については、与信限度額の管理のなかでリスク管理委員会に対して定期的に報告をおこなっております。

また、市場取引における派生商品取引については、取引先とISDA契約に加えCSA契約を締結し、取引相手先もしくは派生商品取引の契約先となる紀陽銀行の信用リスクが一定レベル以下に低下した場合は、双方が一定額の担保を取引相手に提供する内容の契約としております。

なお、派生商品取引に係る引当の算定はおこなっていません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当社グループでは、投資家として証券化取引に関与しており、保有している証券化エクスポージャーはいずれも一定以上の外部格付けを有しております。

なお、当社グループでは、オリジネーター等での証券化取引への関与はおこなっておりません。

(取引に関する取組み方針)

当社グループでは、今後も投資家として証券化取引に関与していく予定であり、当面オリジネーター等による関与の予定はございません。

(リスク管理方針)

証券化エクスポージャーの保有については、証券化エクスポージャー全体としての取組限度額を設定するとともに適格格付機関の格付に基づく格付別投資限度額を設定し、取組み額の管理をおこなうとともに、取組み後も外部格付機関の格付を日々モニタリングすることで取組限度額等の遵守状況を管理しております。

(取引に係るリスク特性)

当社グループが保有する証券化商品は、信用リスクならびに金利リスクを保有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的には変わるものではありません。

自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当社グループでは、保有する証券化エクスポージャーについての包括的なリスク特性やパフォーマンス等に係る情報を適時に把握する体制を整備し、継続的なモニタリングを実施しております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当社グループにおいては、信用リスク削減手法として証券化取引を用いております。

再証券化取引に関する事項

再証券化に該当する取引はございません。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社グループでは証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

証券化取引に関する会計方針

当社グループにおいては、証券化取引による資産の売却あるいは資金の調達等に該当する取引をおこなっておりません。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けはおこなっておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当社グループは、マーケット・リスク相当額の算定を要しないため、該当ございません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスクとは)

当社グループでは、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④有形資産リスク、⑤人的リスクに区別しております。

(方針及び手続)

当社グループでは、「常に預金者や市場から信頼・信認を得られるようにするために、適切な内部統制（体制・システム）を整備することでオペレーショナル・リスクを適切に管理する。」という方針のもと、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施する部署を設置しております。また、管理すべき範囲が多岐にわたることから、オペレーショナル・リスクの各区分に応じた管理部署を定めるとともに、リスク区分毎に規程・手続等を整備し、適切に管理するプロセスを構築しております。

具体的には、RCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施し、業務プロセスに内在する潜在的なリスクの特定・評価に取り組むとともに、事務事故等、顕在化したオペレーショナル・リスク事象が、速やかに報告される体制を整備しており、これらを通じて、業務内容の改善や再発防止策の策定に取り組むなど、オペレーショナル・リスク管理の実効性向上に努めております。

また、オペレーショナル・リスクの現状や高度化への取組状況等は、リスク管理委員会に報告され、経営陣がオペレーショナル・リスク管理の有効性・適切性を確認し、その協議内容は取締役会へ報告することとしております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社グループにおいては、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、「粗利益配分手法」を採用しています。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(管理区分)

当社グループでは、出資・株式等のエクスポージャーについては、市場部門が運用目的で保有している「純投資」と、預金・貸出金・業務上の提携などを含めた総合的な取引関係を勘案して継続的に長期保有している「政策投資」という区分に分け、保有目的に応じた管理を行っております。

(方針及び手続)

純投資株式及び投資信託については「過度なリスクテイクとならないようリスク資本とリスク量のモニタリングを行う」という方針のもと、適切に管理を行っております。

また、政策投資株式については「銘柄毎の保有意義について継続的に見直し、価格変動リスクの抑制に努める」という方針のもと、管理を行っております。

グループ全体の財務状況に与える影響が大きい紀陽銀行が保有する純投資株式及び投資信託の価格変動リスクに対するリスク資本は、原則半年に一度、戦略や方針等を勘案し決定され、リスク資本の範囲内で紀陽銀行が効率的に収益を追求できる体制としています。また、紀陽銀行ではリスク資本の他に投資金額の限度やロスカットルールを定め、損失の拡大を防止する措置を講じております。

純投資株式や投資信託の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（以下、VaRという。）により行い、信頼区間は99%、保有期間は3ヶ月として計測しております。政策投資株式のうち上場株式は、金融商品会計のなかで財務上の影響が発生することから、価格変動リスクを把握するため、純投資株式・投資信託同様VaRの計測を行っております。

紀陽銀行における組織的な管理態勢としては、投資を実施する部署とは分離独立したリスク統括部が、日次ベースでモニタリングを実施し、リスク管理の有効性を保っております。

これら純投資株式、投資信託、政策投資株式の残高、評価損益、リスク量の状況は定期的にリスク管理委員会へ報告され、経営陣がリスク管理体制の有効性・適切性を確認し、協議された内容は取締役会へも報告されています。

株式等の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

株式等については、会計方針等を変更した場合、変更の理由や影響額を財務諸表の注記に記載しております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

それぞれに把握したリスクについては、ALM (Asset Liability Management) の一環として、グループ全体の収益力向上に資するようコントロールを行っており、ALMの方針については、持株会社・子銀行のALM戦略委員会で、それぞれ社長・頭取が委員長となって、定期的な協議などを行っております。

銀行勘定における金利リスクについても、リスク特性の違いから、市場取引における金利リスクと預金・貸出金取引など的一般のお客様との取引から発生する金利リスクに区分のうえ、管理しております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当社グループにおける銀行勘定の金利リスクの算出方法は、分散・共分散法によるVaR (信頼区間99%、保有期間3カ月) を用いてリスク管理を行っております。

VaR以外にも、BPV (ベース・ポイント・バリュー)、GPS (グリッド・ポイント・センシティブティ) 分析、ギャップ分析、シナリオ分析、ストレステスト等の手法を用いてリスク管理を実施し、リスクを的確かつ多面的に把握するとともに、計測手法の高度化・精緻化に努めております。

なお、金利リスク算出上、要求払預金については、内部モデルにより滞留期間を考慮した「コア預金」を推計し、使用しております。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまで、及び持株会社自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（平成24年3月末、平成25年3月末）

対象となる会社はございません。

2. 自己資本の構成に関する事項

〈紀陽ホールディングス 連結自己資本比率（第二基準）〉

（単位：百万円）

項 目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	58,350	58,350
	うち非累積的永久優先株（注1）	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	64,605	47,947
	利益剰余金	45,748	61,165
	自己株式（△）	847	1,657
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,731	2,459
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	2,212	2,359
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	6,439	4,759
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
計 (A)	160,898	160,946	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	10,368	8,476
	負債性資本調達手段等	36,600	33,400
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	36,600	33,400
	計	46,968	41,876
うち自己資本への算入額 (B)	46,968	41,876	
控除項目	控除項目（注5） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	207,867	202,822
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,656,452	1,691,150
	オフ・バランス取引等項目	26,332	25,276
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,682,784	1,716,426
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	103,371	103,627
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,269	8,290
	計 (E) + (F) (H)	1,786,156	1,820,054
連結自己資本比率（第二基準） = D / H × 100 (%)	11.63	11.14	
(参考) Tier1比率 = A / H × 100 (%)	9.00	8.84	

(注) 自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、当社は、第二基準（国内基準）を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

〈紀陽銀行 連結自己資本比率（国内基準）〉

(単位：百万円)

項 目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	80,096	80,096
	└ うち非累積的永久優先株	19,750	19,750
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	32,357	15,697
	利益剰余金	41,265	57,830
	自己株式 (△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	3,346	3,100
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,396	1,514
	└ うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
計 (A)	151,769	152,039	
└ うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	227	227
	一般貸倒引当金	10,364	8,473
	負債性資本調達手段等	36,600	33,400
	└ うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	└ うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	36,600	33,400
	計	47,191	42,100
うち自己資本への算入額 (B)	47,191	42,100	
控除項目	控除項目 (注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	198,961	194,140
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	1,655,676	1,689,988
	オフ・バランス取引等項目	26,332	25,276
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,682,008	1,715,265
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	102,068	102,275
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,165	8,182
	計 (E) + (F) (H)	1,784,077	1,817,540
連結自己資本比率 (国内基準) = D/H × 100 (%)		11.15	10.68
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		8.50	8.36

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

- 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること
- 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りられております。
- 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

経営概況

資料編 紀陽ホールディングス

資料編 紀陽銀行

第3の柱に基づく開示事項
パーゼルII

〈紀陽銀行 単体自己資本比率（国内基準）〉

(単位：百万円)

項 目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	80,096	80,096
	└うち非累積的永久優先株	19,750	19,750
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	259	259
	その他資本剰余金	32,097	15,437
	利益準備金	2,373	3,041
	その他利益剰余金	37,136	52,418
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	3,342	3,095
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	148,620	148,158	
└うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
└うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	227	227
	一般貸倒引当金	8,325	6,773
	負債性資本調達手段等	36,600	33,400
	└うち永久劣後債務(注2)	—	—
	└うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	36,600	33,400
	計	45,153	40,401
うち自己資本への算入額 (B)	45,153	40,401	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	193,774	188,559
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,653,981	1,687,659
	オフ・バランス取引等項目	26,332	25,276
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,680,313	1,712,936
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	96,313	96,563
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,705	7,725
	計(E)+(F) (H)	1,776,626	1,809,499
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)	10.90	10.42	
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100 (%)	8.36	8.18	

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限り限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額

■平成24年3月末

資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
1. 現金	—	—	—
2. わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	15	15	15
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—
5. わが国の地方公共団体向け	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構	39	39	39
9. わが国の政府関係機関向け	321	321	321
10. 地方三公社向け	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,014	2,014	2,013
12. 法人等向け	27,831	27,822	27,913
13. 中小企業等向け及び個人向け	16,769	16,769	16,559
14. 抵当権付住宅ローン	4,762	4,762	4,793
15. 不動産取得等事業向け	9,562	9,562	9,562
16. 三月以上延滞等	470	470	433
17. 取立未済手形	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	295	295	295
19. 株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—
20. 出資等	1,174	1,171	1,252
21. 上記以外	2,725	2,706	2,683
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	274	274	274
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
合 計	66,258	66,227	66,159

経営概況

資料編
紀陽ホールディングス資料編
紀陽銀行第3の柱に基づく開示事項
パーゼルII

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	62	62	62
3. 短期の貿易関連偶発債務	7	7	7
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	2	2	2
5. NIF又はRUF	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	162	162	162
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	531	531	531
(うち有価証券の保証)	341	341	341
(うち手形引受)	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	1	1	1
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	—	—	—
控除額 (△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	55	55	55
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	230	230	230
カレント・エクスポージャー方式	230	230	230
派生商品取引	230	230	230
外為関連取引	228	228	228
金利関連取引	—	—	—
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属 (金を除く) 関連取引	2	2	2
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—
合 計	1,053	1,053	1,053

■平成25年3月末

資産 (オン・バランス) 項目

(単位：百万円)

項 目	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
1. 現金	—	—	—
2. わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	15	15	15
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—
5. わが国の地方公共団体向け	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	100	100
7. 国際開発銀行向け	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構	39	39	39
9. わが国の政府関係機関向け	406	406	406
10. 地方三公社向け	12	12	12
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,311	2,309	2,308
12. 法人等向け	29,056	29,043	29,103
13. 中小企業等向け及び個人向け	17,459	17,459	17,248
14. 抵当権付住宅ローン	4,489	4,489	4,520
15. 不動産取得等事業向け	9,472	9,472	9,472
16. 三月以上延滞等	376	376	337
17. 取立未済手形	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	287	287	287
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
20. 出資等	1,312	1,308	1,390
21. 上記以外	2,195	2,167	2,151
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	—	—	—
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	110	110	110
24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
合 計	67,646	67,599	67,506

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	94	94	94
3. 短期の貿易関連偶発債務	9	9	9
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	2	2	2
5. NIF又はRUF	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	205	205	205
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	447	447	447
(うち有価証券の保証)	292	292	292
(うち手形引受)	1	1	1
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	—	—	—
控除額 (△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	36	36	36
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	214	214	214
カレント・エクスポージャー方式	214	214	214
派生商品取引	214	214	214
外為関連取引	190	190	190
金利関連取引	3	3	3
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	20	20	20
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—
合 計	1,011	1,011	1,011

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額 (粗利益配分手法)	4,134	4,082	3,852	4,145	4,091	3,862

(連結) 自己資本比率及び (連結) 基本的項目比率

項 目	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
(連結) 自己資本比率 (第二基準、国内基準)	11.63%	11.15%	10.90%	11.14%	10.68%	10.42%
(連結) 基本的項目比率 (第二基準、国内基準)	9.00%	8.50%	8.36%	8.84%	8.36%	8.18%

総所要自己資本額

(単位：百万円)

項 目	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
総所要自己資本額	71,446	71,363	71,065	72,802	72,701	72,379

経営概況

資料編 紀陽ホールディングス

資料編 紀陽銀行

第3の柱に基づく開示事項
パーセルII

4. 信用リスクに関する次に掲げる事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの残高

■平成24年3月末

(紀陽ホールディングス 連結 (地域別、業種別、残存期間別))

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内計	3,861,267	2,567,496	834,627	8,045	23,878
国外計	198,459	—	169,470	1,729	—
地域別合計	4,059,726	2,567,496	1,004,098	9,774	23,878
製造業	410,813	385,110	8,795	2,322	1,868
農業、林業	3,439	2,968	—	—	28
漁業	2,231	2,027	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	5,753	5,752	—	—	—
建設業	133,083	115,605	2,622	—	1,433
電気・ガス・熱供給・水道業	14,374	12,555	300	—	—
情報通信業	9,930	9,206	—	—	2
運輸業、郵便業	73,613	65,638	7,230	—	35
卸売業、小売業	308,275	291,865	3,479	2,593	298
金融業、保険業	624,874	80,036	207,890	4,858	142
不動産業、物品賃貸業	302,202	330,504	12,830	—	15,890
各種サービス業	267,224	195,804	3,969	—	1,164
地方公共団体	959,852	250,859	707,767	—	—
その他	944,056	819,559	49,211	—	3,013
業種別計	4,059,726	2,567,496	1,004,098	9,774	23,878
1年以下	531,323	301,502	86,408	759	801
1年超3年以下	464,523	286,482	173,198	4,842	1,743
3年超5年以下	554,278	312,571	238,414	3,292	499
5年超7年以下	252,616	136,546	115,189	880	128
7年超10年以下	623,543	290,405	333,137	—	258
10年超	1,047,083	988,231	57,749	—	15,874
期間の定めのないもの	586,358	251,756	0	—	4,572
残存期間別合計	4,059,726	2,567,496	1,004,098	9,774	23,878

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

(紀陽銀行 連結 (地域別、業種別、残存期間別))

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内計	3,859,882	2,567,496	834,627	8,045	23,878
国外計	198,459	—	169,470	1,729	—
地域別合計	4,058,342	2,567,496	1,004,098	9,774	23,878
製造業	410,813	385,110	8,795	2,322	1,868
農業、林業	3,439	2,968	—	—	28
漁業	2,231	2,027	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	5,753	5,752	—	—	—
建設業	133,083	115,605	2,622	—	1,433
電気・ガス・熱供給・水道業	14,374	12,555	300	—	—
情報通信業	9,930	9,206	—	—	2
運輸業、郵便業	73,613	65,638	7,230	—	35
卸売業、小売業	308,275	291,865	3,479	2,593	298
金融業、保険業	624,808	80,036	207,890	4,858	142
不動産業、物品賃貸業	302,202	330,504	12,830	—	15,890
各種サービス業	267,224	195,804	3,969	—	1,164
地方公共団体	959,297	250,859	707,767	—	—
その他	943,293	819,559	49,211	—	3,013
業種別計	4,058,342	2,567,496	1,004,098	9,774	23,878
1年以下	530,509	301,502	86,408	759	801
1年超3年以下	464,523	286,482	173,198	4,842	1,743
3年超5年以下	554,278	312,571	238,414	3,292	499
5年超7年以下	252,616	136,546	115,189	880	128
7年超10年以下	623,543	290,405	333,137	—	258
10年超	1,047,083	988,231	57,749	—	15,874
期間の定めのないもの	585,787	251,756	0	—	4,572
残存期間別合計	4,058,342	2,567,496	1,004,098	9,774	23,878

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

〈紀陽銀行 単体（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内計	3,857,480	2,569,594	834,627	8,045	22,952
国外計	198,459	—	169,470	1,729	—
地域別合計	4,055,940	2,569,594	1,004,098	9,774	22,952
製造業	410,813	385,110	8,795	2,322	1,868
農業、林業	3,439	2,968	—	—	28
漁業	2,231	2,027	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	5,753	5,752	—	—	—
建設業	133,083	115,605	2,622	—	1,433
電気・ガス・熱供給・水道業	14,374	12,555	300	—	—
情報通信業	9,930	9,206	—	—	2
運輸業、郵便業	73,613	65,638	7,230	—	35
卸売業、小売業	308,275	291,865	3,479	2,593	298
金融業、保険業	632,801	88,137	207,890	4,858	142
不動産業、物品賃貸業	302,202	330,504	12,830	—	15,890
各種サービス業	267,224	195,804	3,969	—	1,164
地方公共団体	959,292	250,854	707,767	—	—
その他	932,903	813,561	49,211	—	2,088
業種別計	4,055,940	2,569,594	1,004,098	9,774	22,952
1年以下	525,576	296,572	86,408	759	801
1年超3年以下	466,180	288,140	173,198	4,842	1,743
3年超5年以下	558,323	316,616	238,414	3,292	499
5年超7年以下	252,616	136,546	115,189	880	128
7年超10年以下	623,543	290,405	333,137	—	258
10年超	1,047,083	988,231	57,749	—	15,874
期間の定めのないもの	582,615	253,082	0	—	3,647
残存期間別合計	4,055,940	2,569,594	1,004,098	9,774	22,952

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

■平成25年3月末

〈紀陽ホールディングス 連結（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内計	3,983,106	2,604,768	773,577	6,040	20,784
国外計	143,223	—	134,143	2,632	—
地域別合計	4,126,329	2,604,768	907,720	8,673	20,784
製造業	423,959	395,504	12,583	1,858	1,406
農業、林業	3,107	2,665	—	—	22
漁業	1,992	1,813	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4,586	4,472	—	—	—
建設業	125,444	109,437	2,252	—	1,212
電気・ガス・熱供給・水道業	20,268	17,477	1,771	—	—
情報通信業	10,627	9,783	—	—	—
運輸業、郵便業	73,945	68,467	5,035	—	20
卸売業、小売業	316,853	300,173	4,569	2,126	688
金融業、保険業	748,593	74,781	201,250	4,689	43
不動産業、物品賃貸業	303,332	328,222	15,403	—	13,950
各種サービス業	283,109	207,393	9,047	—	1,017
地方公共団体	873,560	273,200	599,696	—	—
その他	936,948	811,373	56,110	—	2,420
業種別計	4,126,329	2,604,768	907,720	8,673	20,784
1年以下	685,806	291,292	136,116	495	2,284
1年超3年以下	396,319	278,581	112,085	5,652	518
3年超5年以下	598,908	318,121	278,711	2,075	80
5年超7年以下	245,952	171,700	74,252	—	201
7年超10年以下	537,013	292,190	244,372	450	220
10年超	1,047,105	983,982	62,182	—	14,620
期間の定めのないもの	615,223	268,900	0	—	2,858
残存期間別合計	4,126,329	2,604,768	907,720	8,673	20,784

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

〈紀陽銀行 連結（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内計	3,981,687	2,604,768	773,577	6,040	20,784
国外計	143,223	—	134,143	2,632	—
地域別合計	4,124,910	2,604,768	907,720	8,673	20,784
製造業	423,959	395,504	12,583	1,858	1,406
農業、林業	3,107	2,665	—	—	22
漁業	1,992	1,813	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4,586	4,472	—	—	—
建設業	125,444	109,437	2,252	—	1,212
電気・ガス・熱供給・水道業	20,268	17,477	1,771	—	—
情報通信業	10,627	9,783	—	—	—
運輸業、郵便業	73,945	68,467	5,035	—	20
卸売業、小売業	316,853	300,173	4,569	2,126	688
金融業、保険業	748,449	74,781	201,250	4,689	43
不動産業、物品賃貸業	303,332	328,222	15,403	—	13,950
各種サービス業	283,109	207,393	9,047	—	1,017
地方公共団体	873,481	273,200	599,696	—	—
その他	935,752	811,373	56,110	—	2,420
業種別計	4,124,910	2,604,768	907,720	8,673	20,784
1年以下	685,317	291,292	136,116	495	2,284
1年超3年以下	396,319	278,581	112,085	5,652	518
3年超5年以下	598,908	318,121	278,711	2,075	80
5年超7年以下	245,952	171,700	74,252	—	201
7年超10年以下	537,013	292,190	244,372	450	220
10年超	1,047,105	983,982	62,182	—	14,620
期間の定めのないもの	614,294	268,900	0	—	2,858
残存期間別合計	4,124,910	2,604,768	907,720	8,673	20,784

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

〈紀陽銀行 単体（地域別、業種別、残存期間別）〉

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内計	3,978,804	2,606,612	773,577	6,040	20,050
国外計	143,223	—	134,143	2,632	—
地域別合計	4,122,028	2,606,612	907,720	8,673	20,050
製造業	423,959	395,504	12,583	1,858	1,406
農業、林業	3,107	2,665	—	—	22
漁業	1,992	1,813	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4,586	4,472	—	—	—
建設業	125,444	109,437	2,252	—	1,212
電気・ガス・熱供給・水道業	20,268	17,477	1,771	—	—
情報通信業	10,627	9,783	—	—	—
運輸業、郵便業	73,945	68,467	5,035	—	20
卸売業、小売業	316,853	300,173	4,569	2,126	688
金融業、保険業	755,943	82,379	201,250	4,689	43
不動産業、物品賃貸業	303,332	328,222	15,403	—	13,950
各種サービス業	283,109	207,393	9,047	—	1,017
地方公共団体	873,430	273,192	599,696	—	—
その他	925,425	805,628	56,110	—	1,686
業種別計	4,122,028	2,606,612	907,720	8,673	20,050
1年以下	679,397	285,416	136,116	495	2,284
1年超3年以下	399,211	281,472	112,085	5,652	518
3年超5年以下	602,202	321,415	278,711	2,075	80
5年超7年以下	245,952	171,700	74,252	—	201
7年超10年以下	537,013	292,190	244,372	450	220
10年超	1,047,105	983,982	62,182	—	14,620
期間の定めのないもの	611,144	270,433	0	—	2,124
残存期間別合計	4,122,028	2,606,612	907,720	8,673	20,050

- (注) 1. 信用リスクエクスポージャーには、三月以上延滞エクスポージャーも含めて記載しております。
 2. オフ・バランス取引は与信相当額を記載しております。また、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
 3. 債券には、所謂ファンド等に含まれる債券を含めておりません。
 4. 三月以上延滞エクスポージャーとは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーを記載しております。
 5. 業種別の「その他」には、個人及び業種別に分類することが困難なエクスポージャーなどを含めて記載しております。

貸倒引当金残高

■平成24年3月期

〈紀陽ホールディングス 連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	12,728	10,368	12,728	10,368
個別貸倒引当金	18,209	19,055	18,209	19,055
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	30,938	29,424	30,938	29,424

〈紀陽銀行 連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	12,725	10,364	12,725	10,364
個別貸倒引当金	18,209	19,055	18,209	19,055
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	30,935	29,420	30,935	29,420

〈紀陽銀行 単体〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	10,347	8,325	10,347	8,325
個別貸倒引当金	16,563	17,338	16,563	17,338
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	26,910	25,664	26,910	25,664

■平成25年3月期

〈紀陽ホールディングス 連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	10,368	8,476	10,368	8,476
個別貸倒引当金	19,055	18,924	19,055	18,924
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	29,424	27,401	29,424	27,401

〈紀陽銀行 連結〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	10,364	8,473	10,364	8,473
個別貸倒引当金	19,055	18,924	19,055	18,924
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	29,420	27,398	29,420	27,398

〈紀陽銀行 単体〉

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	8,325	6,773	8,325	6,773
個別貸倒引当金	17,338	17,302	17,338	17,302
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	25,664	24,076	25,664	24,076

個別貸倒引当金の業種別内訳

■平成24年3月期

(紀陽ホールディングス 連結)

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	2,145	3,699	2,145	3,699
農業、林業	1	4	1	4
漁業	3	3	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	124	358	124	358
建設業	471	440	471	440
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	37	35	37	35
運輸業、郵便業	466	407	466	407
卸売業、小売業	5,185	4,305	5,185	4,305
金融業、保険業	975	933	975	933
不動産業、物品賃貸業	3,379	3,760	3,379	3,760
各種サービス業	2,856	2,569	2,856	2,569
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,562	2,536	2,562	2,536
計	18,209	19,055	18,209	19,055

(紀陽銀行 連結)

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	2,145	3,699	2,145	3,699
農業、林業	1	4	1	4
漁業	3	3	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	124	358	124	358
建設業	471	440	471	440
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	37	35	37	35
運輸業、郵便業	466	407	466	407
卸売業、小売業	5,185	4,305	5,185	4,305
金融業、保険業	975	933	975	933
不動産業、物品賃貸業	3,379	3,760	3,379	3,760
各種サービス業	2,856	2,569	2,856	2,569
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,562	2,536	2,562	2,536
計	18,209	19,055	18,209	19,055

(紀陽銀行 単体)

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	2,110	3,665	2,110	3,665
農業、林業	1	4	1	4
漁業	3	3	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	124	358	124	358
建設業	452	420	452	420
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	37	35	37	35
運輸業、郵便業	449	393	449	393
卸売業、小売業	5,140	4,280	5,140	4,280
金融業、保険業	975	933	975	933
不動産業、物品賃貸業	3,371	3,753	3,371	3,753
各種サービス業	2,842	2,553	2,842	2,553
地方公共団体	—	—	—	—
その他	1,053	935	1,053	935
計	16,563	17,338	16,563	17,338

■平成25年3月期

〈紀陽ホールディングス 連結〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,699	4,242	3,699	4,242
農業、林業	4	3	4	3
漁業	3	3	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	358	287	358	287
建設業	440	410	440	410
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	35	31	35	31
運輸業、郵便業	407	581	407	581
卸売業、小売業	4,305	4,277	4,305	4,277
金融業、保険業	933	902	933	902
不動産業、物品賃貸業	3,760	3,379	3,760	3,379
各種サービス業	2,569	2,603	2,569	2,603
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,536	2,201	2,536	2,201
計	19,055	18,924	19,055	18,924

〈紀陽銀行 連結〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,699	4,242	3,699	4,242
農業、林業	4	3	4	3
漁業	3	3	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	358	287	358	287
建設業	440	410	440	410
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	35	31	35	31
運輸業、郵便業	407	581	407	581
卸売業、小売業	4,305	4,277	4,305	4,277
金融業、保険業	933	902	933	902
不動産業、物品賃貸業	3,760	3,379	3,760	3,379
各種サービス業	2,569	2,603	2,569	2,603
地方公共団体	—	—	—	—
その他	2,536	2,201	2,536	2,201
計	19,055	18,924	19,055	18,924

〈紀陽銀行 単体〉

(単位：百万円)

業種名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	3,665	4,196	3,665	4,196
農業、林業	4	3	4	3
漁業	3	3	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	358	287	358	287
建設業	420	388	420	388
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	35	31	35	31
運輸業、郵便業	393	572	393	572
卸売業、小売業	4,280	4,253	4,280	4,253
金融業、保険業	933	902	933	902
不動産業、物品賃貸業	3,753	3,379	3,753	3,379
各種サービス業	2,553	2,586	2,553	2,586
地方公共団体	—	—	—	—
その他	935	696	935	696
計	17,338	17,302	17,338	17,302

経営概況

資料編 紀陽ホールディングス

資料編 紀陽銀行

第3の柱に基づく開示事項
パーゼルII

業種別貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種名	平成24年3月期			平成25年3月期		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
製造業	794	794	786	137	137	136
農業、林業	0	0	0	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	192	192	178	235	235	226
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	4	4	4	25	25	25
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	546	546	531	1,032	1,032	1,028
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	622	622	622	165	165	155
各種サービス業	511	511	511	92	92	86
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,351	1,351	213	1,315	1,315	117
計	4,022	4,022	2,848	3,003	3,003	1,776

リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

■平成24年3月末

(単位：百万円)

	エクスポージャー額					
	紀陽ホールディングス 連結		紀陽銀行 連結		紀陽銀行 単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	64,192	1,262,504	64,192	1,261,949	64,192	1,261,943
10%	—	176,391	—	176,391	—	176,391
20%	76,765	150,224	76,765	150,157	76,765	150,049
35%	—	340,189	—	340,189	—	342,440
50%	133,301	2,599	133,301	2,599	133,301	2,182
75%	—	570,178	—	570,177	—	563,155
100%	84,976	934,439	84,817	933,836	84,817	937,394
150%	1,581	15,532	1,581	15,532	1,581	15,169
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	360,818	3,452,059	360,658	3,450,834	360,658	3,448,727

- (注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当社グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。
 2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。
 3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

■平成25年3月末

(単位：百万円)

	エクスポージャー額					
	紀陽ホールディングス 連結		紀陽銀行 連結		紀陽銀行 単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	57,287	1,203,091	57,287	1,203,011	57,287	1,202,960
10%	—	195,956	—	195,956	—	195,956
20%	50,065	217,980	50,065	217,758	50,065	217,653
35%	—	320,675	—	320,675	—	322,942
50%	152,191	5,500	152,191	5,500	152,191	5,207
75%	—	593,055	—	593,055	—	586,021
100%	83,724	934,226	83,497	933,335	83,497	936,376
150%	2,621	15,495	2,621	15,495	2,621	15,015
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	345,889	3,485,981	345,663	3,484,788	345,663	3,482,133

- (注) 1. 格付は、原債務者などに対して、当社グループが採用する格付機関が付与しているものを記載しております。
 2. 金融機関等のリスク・ウェイトは金融機関設立国の格付を使用して決定しています。
 3. 所謂ファンド等に含まれる債券は含めておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成24年3月期			平成25年3月期		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
現金及び自行預金	156,940	156,940	156,940	152,439	152,439	152,439
金	—	—	—	—	—	—
適格債券	61,201	61,201	61,201	111,067	111,067	111,067
適格株式	10,459	10,459	10,459	12,699	12,699	12,699
適格投資信託	—	—	—	—	—	—
適格金融資産担保合計	228,601	228,601	228,601	276,206	276,206	276,206
適格保証	79,127	79,127	79,127	73,831	73,831	73,831
適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	79,127	79,127	79,127	73,831	73,831	73,831

(注) 1. 信用保証協会による保証は含めておりません。
2. 当社グループは、信用リスク削減手法について、包括的手法を採用しております。また、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っているため、上表では当該上方調整額に相当する額を減額して記載しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方法

■平成24年3月末、平成25年3月末

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

取引の区分	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
派生商品取引	1,203	1,203	1,203	1,126	1,126	1,126

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
派生商品取引	9,774	9,774	9,774	9,176	9,176	9,176
外国為替関連取引及び金関連取引	9,440	9,440	9,440	8,223	8,223	8,223
金利関連取引	—	—	—	450	450	450
株式関連取引	334	334	334	502	502	502
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
合計	9,774	9,774	9,774	9,176	9,176	9,176

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。
2. グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から上表に掲げる額を差し引いた額は0となります。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額

■平成24年3月末、平成25年3月末

信用リスク削減手法に用いた担保はありません。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
派生商品取引	9,774	9,774	9,774	9,176	9,176	9,176
外国為替関連取引及び金関連取引	9,440	9,440	9,440	8,223	8,223	8,223
金利関連取引	—	—	—	450	450	450
株式関連取引	334	334	334	502	502	502
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
合計	9,774	9,774	9,774	9,176	9,176	9,176

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当社グループでは、該当取引はございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
住宅ローン債権	792	792	792	798	798	798
アパートローン債権	3,181	3,181	3,181	2,519	2,519	2,519
クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—
割賦債権	310	310	310	142	142	142
合計	4,284	4,284	4,284	3,461	3,461	3,461

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

■平成24年3月末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	紀陽ホールディングス 連結		紀陽銀行 連結		紀陽銀行 単体	
	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—
20%	4,007	32	4,007	32	4,007	32
50%	276	5	276	5	276	5
100%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	4,284	37	4,284	37	4,284	37

■平成25年3月末

(単位：百万円)

リスクウェイト区分	紀陽ホールディングス 連結		紀陽銀行 連結		紀陽銀行 単体	
	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本	エクスポージャー額	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—
20%	3,219	25	3,219	25	3,219	25
50%	241	4	241	4	241	4
100%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	3,461	30	3,461	30	3,461	30

再証券化エクスポージャーに関する事項

当社グループでは、該当取引はございません。

自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

当社グループでは、該当取引はございません。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当社グループでは、該当取引はございません。

自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当社グループでは、該当取引はございません。

8. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額等

■平成24年3月末

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額			時 価		
	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体	紀陽ホールディングス 連結	紀陽銀行 連結	紀陽銀行 単体
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	33,416	33,412	33,221	33,416	33,412	33,221
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの（連結）貸借対照表計上額	3,891	3,869	5,937	3,891	3,869	5,937
合計	37,307	37,282	39,159	37,307	37,282	39,159

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポージャー」に分類される金融機関が発行する株式を含めております。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

■平成25年3月末

(単位：百万円)

	(連結) 貸借対照表計上額			時 価		
	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対照表計上額	41,143	41,138	40,880	41,143	41,138	40,880
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対照表計上額	3,163	3,142	5,210	3,163	3,142	5,210
合 計	44,307	44,280	46,090	44,307	44,280	46,090

(注) 上表には、「金融機関向けエクスポージャー」に分類される金融機関が発行する株式を含めております。なお、ファンド等に含まれる株式及び自己資本控除の対象となる株式は含めておりません。

子会社・関連会社株式の(連結)貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成24年3月末			平成25年3月末		
	(連結) 貸借対照表計上額			(連結) 貸借対照表計上額		
	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
子会社・子法人	—	—	2,138	—	—	2,138
関連法人	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	2,138	—	—	2,138

(注) 上記、子会社・連結会社株式は全て非上場です。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年3月末			平成25年3月末		
	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
売却損益額	△627	△627	△627	△293	△293	△293
償却額	2,301	2,301	2,301	236	236	236

(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

平成24年3月末			平成25年3月末		
紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体	紀陽ホールディングス 連 結	紀陽銀行 連 結	紀陽銀行 単 体
1,308	1,308	1,175	8,774	8,773	8,571

(連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

■平成24年3月末、平成25年3月末

該当する評価損益はございません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関して当社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

銀行勘定における金利リスクに関して当社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成24年3月末	平成25年3月末
金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR (信頼区間：99%、保有期間：3ヶ月)	2,329	271

(注) 1. 当社グループでは銀行勘定の金利リスクに関して、内部管理上紀陽銀行単体の金利リスク量を使用しております。
2. 流動性預金のうちコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金)は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社及び主要な連結子法人等の取締役及び監査役であります。

なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

対象役員以外の当社の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、対象役員以外の当社の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、当社の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には株式会社紀陽銀行が該当します。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」（同記載の連結子法人において支払われた報酬の総額を含む）を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、「対象役員の平均報酬額」は期中退任者・期中就任者を除いて算出しております。

また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社、当社グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。

また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成24年4月～平成25年3月)
取締役会（紀陽ホールディングス、紀陽銀行）	各1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

役員の報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

また、報酬の決定に関する方針につきましては、取締役の報酬は、役位などによる固定報酬部分と、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分の合計額をベースとし、さらに、経営内容・経済情勢などを勘案のうえ決定されることとしております。

なお、監査役の報酬は、固定報酬とし、業績連動報酬部分はございません。

3. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

<紀陽ホールディングス>

対象役員の報酬等の総額（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション		基本報酬	賞与		
対象役員（除く社外役員）	8	157	100	100	—	56	56	—	—

(注) 対象役員の報酬額等には、連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。また、対象役員8名のうち7名は紀陽銀行の役員を兼務しております。

<紀陽銀行>

対象役員の報酬等の総額（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション		基本報酬	賞与		
対象役員（除く社外役員）	15	285	172	172	—	113	113	—	—

(注) 対象役員の報酬額等には、紀陽ホールディングス及びその連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。また、対象役員15名のうち7名は紀陽ホールディングスの役員を兼務しております。

5. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。